

2025 年 6 月

「最高裁判所民事判例研究 民集 76 卷 4 号 9」

第 10 期 客員研究員

東京大学大学院法学政治学研究科 助教

吉沢健太郎

要 約

本稿は、最一小判令和 4 年 4 月 21 日民集 76 卷 4 号 480 頁について論じるものである。いわゆる「ユニバーサルミュージック事件」として知られている事件であり、法人税法 132 条 1 項の適用のあり方が問われた。本件では、同族会社（同法 2 条 10 号）・内国法人（同法 2 条 3 号）である納税者が、同一の企業グループに属する外国法人からの借入に係る支払利息の額を損金に算入したことを発端として、課税庁が法人税法 132 条 1 項を当該借入に適用して否認したことの当否が争われた。同項にいう「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」（以下「不当性要件」という。）に該当するかが問題となった。

本判決の意義の一つは、最高裁が初めて、法人税法 132 条 1 項の趣旨・内容及び不当性要件の意義を明らかにした点にある。そこで、本稿では、判旨の分析に先立って、法人税法 132 条 1 項の沿革及び戦前・戦後の不当性要件に関する裁判例の動向を包括的に検討することを通じ、同族会社の行為計算否認規定の 100 年間にわたる運用のありようを確認した。法人税法 132 条 1 項は、いわゆる同族会社の行為計算否認規定として知られているが、その源流というべき規定が制定されたのは大正 12 年である。つまり、同年から本判決に至るまで大審院・最高裁により不当性要件の意義ないし該当性判断基準が明示されたことはなかった。検討の結果、同族会社の属性を有しないもの又は経済的合理性に基づき行動するアクターの行動として想定されるものと同族会社の現実の行動との乖離をもって不当性の評価を行うというアプローチ（以下「ベースライン・アプローチ」という。）が従前の判例の蓄積の到達点であったことを確認した。

かかる従前の運用と対照すると、本判決が示した不当性要件の理解には 2 つの特徴があ

る。第一に、従前の判例が用いてきた定式（学説の多くもこれを支持してきた）は、①不当性要件該当性を究極的には経済的合理性の有無で判断すること及び②その判断手法としての純粋経済人の行動を基準とするベースライン・アプローチを採用することの 2 点を含んでいたところ、本判決はこれを切り離し、①のみを不当性要件の意義として示した。第二に、不当性要件該当性の判断に当たり、必ずしも数値に直結しない事業運営上のメリットを斟酌することを容易にしており、結果として経営判断を尊重する方向に傾いている。

あてはめにおいても、企業グループ全体の利益最大化に資する事情を、当該グループを構成する法人の経済的合理性を肯定する一事情として斟酌した点が注目される。

本件は、国際的な経済取引に対して我が国租税法がどのように対応すべきかが問われた事案であり、過大支払利子税制が創設される前に行われたデット・プッシュ・ダウンに対して、法人税法 132 条 1 項が対抗策たり得るかが争われた事案だった。本件を受けて、分野を限定しない一般的否認規定（GAAR）の導入を検討すべきであるとの主張も見られるところであるが、悪質な納税者に対する威嚇効果と、全体として最適な租税政策の実現とは別である。「不当」な納税者の行動に対しては、まさに過大支払利子税制の創設がそうであったように、個別の立法措置により、これを封じる策を地道に講じることが望ましいように思われる。

以 上

（掲載誌：吉沢健太郎『最高裁判所民事判例研究 民集 76 卷 4 号 9』法学協会雑誌 142 卷 5・6 号（2025 年 5 月）84-126 頁）

- （注） 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。